

## 飛驒特別支援学校高山日赤分校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

#### (1) 定義

##### 法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

#### (2) 具体的ないじめの態様

当校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

※その他すべての心理的または物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

#### (3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通し、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識と態度を児童生徒一人一人の中に育む。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

- ・児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・集団活動を通して、良好な人間関係を築かせ、お互いに高め合える仲間作りを目指す。

## 2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

### (1) いじめ防止の対策のための組織<必置>

#### 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### [組織の名称]

いじめ防止等対策検討会議

#### [組織の構成員]

- ・委員長：校長
  - ・副委員長：副校長
  - ・学 校：校長、副校長、部主事、生徒指導主事、教務研修部長、支援センター長、養護教諭
  - ・第 三 者：弁護士、精神科医、臨床心理士等、地域代表、保護者代表（PTA会長等）
- ※校長が会を司る。会務は副校長が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

#### [組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず組織的に対応する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

### (2) 学校及び各分掌の取組

#### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識とお互いの人格を尊重し合える態度を育成し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（全校行事や全校集会、地域貢献等）
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

#### 【生活進路支援部】

- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「学校生活（いじめ・体罰等）に関するアンケート」を実施し状況を把握する。（7月、12月、2月）
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所等）との連携を図る。

- ・進路目標の早期指導により、中学部・高等部卒業後の見通しや目的意識を育成する。
- ・校外学習等により社会における規律を習得できるようにする。
- ・学校全体でいじめの問題に対応できるよう教育相談体制を整える。
- ・学校と保護者との連携を図り、情報共有を密にして、小さな変化を見逃さないようにする。

#### 【教務研修部】

- ・授業規律を整えるとともに、わかる授業を確立する。

#### 【学習支援部】

- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成し、良好な人間関係を構築し、お互いが高めあえる仲間作りを推進する。
- ・学校行事および全校集会における全校の協力・協調による居場所や絆づくりを推進することで、自己有用感や自己肯定感を育む。

#### 【保健安全部】

- ・基本的生活習慣の確立を図るとともに、心身ともに健康な生活を営む力を育てる。

#### 【支援センター】

- ・いじめの早期発見につながるよう校内支援体制を整える。